

# 日本のマネロン対策、次の一手

【連載】第9回

## 北朝鮮関連取引の 検知・排除に関する課題



KPMG/あずさ監査法人  
金融アドバイザー事業部  
エグゼクティブ・アドバイザー  
尾崎 寛

### 北朝鮮に対して わが国独自の制裁措置

前回、マネロン等リスクの低減措置としては、個々の顧客に着目する顧客管理と、取引状況を分析し異常取引や制裁対象取引を検知する手法があり、金融機関等はこれらを組み合わせてリスク低減措置を講じている、と説明した。今回は、制裁対象等の取引を検知・排除する取引フィルタリングについて、その課題を深掘りする。

わが国の経済制裁は、基本的に国連安全保障理事会の制裁決議

に基づき、外為法や国際テロリスト財産凍結法によって制裁対象者を指定・告示して、金融機関等に遅滞なく適切な措置を講じることを求めている。国連安保理制裁決議に加えて、外為法においては、「我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとして対応措置を講ずべき旨の閣議決定が行われたとき」には、独自の経済制裁を可能としている。例えば、北朝鮮に対しては、長年にわたって国連安保理に基づく制裁に加えて、わが国独自の制裁を課すなど、人道支援を除くほぼすべての取引が許可制となっている。

他方、北朝鮮は、2021年9月以降、「極超音速ミサイル」と称するものや変則軌道で飛翔可能な新型短距離弾道ミサイルなどを立て続けに発射し、その態様も鉄道発射型や潜水艦発射型など多様化している。加えて、特に22年以降、大陸間弾道ミサイル級を含め、かつてない高い頻度でミサイル発射を執拗に繰り返し、国際社会に対する挑発を一方的にエスカレートしている（注1）。

日本国内では、実際に日本にミサイルが落ちるようなことはないだろうという思いがあるかもしれないが、偶発的なミサイ

ル落下の可能性は常にあり得る。実際に、日本政府は23年4月13日、発射されたミサイルのうち一つが「北海道周辺に落下するとみられる」と発表、その後「落下の可能性がなくなった」とあらためて発表した。

### 北朝鮮が過去最高額の 暗号資産を盗難

23年4月5日、国連安保理は、対北朝鮮制裁の履行状況を調べる専門家パネルの年次報告書（注2）を公表した。報告書は22年に北朝鮮が過去最高額の暗号資産（仮想通貨）を盗んだと強調したほか、米国の主張を引用するカタチでロシアに武器輸出をしている可能性がある指摘している。専門家パネル報告書によれば、北朝鮮は22年に前年に比べて約2倍の6億〜10億ドルと「過去最高額の仮想通貨を盗んだ」とし、「より巧妙な技術を使い、仮想通貨に関連する金融システムにアクセスしたり、兵器開発に利用できる情報などを取得したりした」と分析している。また、「仮想通貨の匿名性

等を利用して違法に奪った資産やその出所を隠蔽している」と指摘している。

米国財務省外国資産管理局（OFAC）は23年4月24日、大量破壊兵器やミサイルへの資金供与とみられる北朝鮮の暗号資産のマネロンに関与したとして、中国で活動していた3名を経済制裁の対象に指定した（注3）。OFACの説明によれば、彼らは、北朝鮮のサイバー犯罪組織とされるラザルス・グループ（注4）等のために、窃取された数百万ドル相当の暗号資産を法定通貨に換えていた。

また、米国司法省は23年4月25日、国際的な大手たばこ会社に対して、シンガポールを經由して北朝鮮にタバコを不法に輸出していたとして、同社が6億3500万ドルの過料を支払い、起訴猶予処分に合意したことを公表した（注5）。

## 金融機関における 三つの留意点

国連安保理北朝鮮制裁委員会  
専門家パネルの報告書や米国政

府の公表文書によれば、洋上で積み荷を移し替える「瀬取り」や「第三国を經由した貿易」「暗号資産」等が北朝鮮に悪用され、ミサイル開発等に使われている可能性が指摘されている。

また、21年8月に公表されたFATF第4次対日相互審査報告書においても、「北朝鮮との地理的近接性および日本の一部の居住者と北朝鮮の市民との文化的つながりにより、北朝鮮制裁の違反への脆弱性が高まっている」「日本のNPO等は、知らず知らずのうちに、テロ資金供与の活動に巻き込まれる危険性がある」等と指摘されている（注6）。

銀行、資金移動業者、暗号資産交換業者を含む金融機関等は、これらの指摘を踏まえた上で、関係法令等に基づき、以下三つの措置を適切に講じる必要がある。第一に、国連安保理制裁決議や官報での告示による制裁指定制度については、遅滞なく対応すべきである。具体的には、取引スクリーニングの照合リストの更新を遅滞なく（24時間以内）に行い、すべての口座名義人

（法人の場合は、実質的支配者も含む）とのシステム照合を夜間バッチ処理で実施すること、外為取引（仕向け、被仕向け）や新規契約時、特定取引発生時に照合を行うことである。

第二は、顧客の実態や商流、資金の流れをリスクに応じた頻度と深度で把握することである。第三国を經由して北朝鮮関係者に関係する可能性のある取引を検知した場合、取引の取り扱いをいったん停止、確認に必要な情報を顧客から入手し検証を行うとともに、必要な場合は、取引謝絶ができるように、その手続きをあらかじめ定めておくべきだ。また、法人の実質的支配者情報は、可能な限り最新で正確であるように、リスクに応じて顧客と日頃からコミュニケーションを取り、必要に応じて信頼に足る証拠を求めて確認することである。

第三に、あいまい検索機能を活用している取引スクリーニングシステムの有効性、データ連携やシステム・ガバナンスに関して、定期的に検証し、必要に応じて調整を行うことである。

何よりも大事なことは、北朝鮮等の制裁対象国・者との取引に、日本の金融機関が巻き込まれてはいけない、日本の金融システムが悪用されてはいけないということである。

（注）1 防衛省・自衛隊「北朝鮮の

ミサイル等関連情報」、防衛省「北朝鮮による核・弾道ミサイル開発について」（23年2月）

2 国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル報告書「Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2627 (2022)」

3 <https://home.treasury.gov/news/press-releases/j1435>

4 22年10月4日、金融庁、警察庁、内閣サイバーセキュリティセンターは、「北朝鮮当局の下部組織とされるラザルスと称されるサイバー攻撃グループによる暗号資産関連事業者等を標的としたサイバー攻撃について（注意喚起）」を公表。

5 23年4月25日、米国司法省プレスリリース

6 FATF第4次対日相互審査報告書（18ページ50項）